

令和7年度（2025年度）札幌市障害福祉サービス魅力発信業務企画 競争契約候補者選定指針

1 目的

この指針は、障がい福祉人材確保・定着サポート事業企画競争実施委員会設置要綱（平成29年6月9日保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第1条の規定に基づき、札幌市が実施する令和7年度（2025年度）札幌市障害福祉サービス魅力発信業務を委託する契約候補者の選定に関する事項を定めるものとする。

2 選定手順

(1) 一次審査（書面①）

提出された企画提案書等の書類のみの評価を行う。なお、企画提案者が6者以下の場合は一次審査を省略する。

(2) 二次審査（書面②）

上記(1)の評点に基づき、上位6者の企画提案者に対する二次審査を実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

(3) 契約候補者の選定

上記(2)の評点に基づき、契約候補者を選定する。

3 評価方法

障がい福祉人材確保・定着サポート事業企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）の委員により、本業務にかかる「提案説明書」、「仕様書」及び本指針に基づき、企画提案書等の内容を審査し、採点を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

(2) 採点

1つの企画提案につき、実施委員会の各委員が評価基準表の3項目について100点満点で採点し、各委員の採点の合計を評点とする。

なお、各項目の採点基準は下表のとおりとする。

採点基準	点数（15点満点の項目）	点数（10点満点の項目）	点数（5点満点の項目）
特に優れている	15点	10点	5点
優れている	12点	8点	4点
普通	9点	6点	3点
やや不十分	6点	4点	2点
不十分	3点	2点	1点

(3) 最低基準点

評定の満点（100 点×委員 7 名）の 60%を最低評価基準点とする。

4 契約候補者の選定について

(1) 契約候補者の選定

評点が最低基準点以上の者のうち、最も高い評点を得た者を契約候補者として選定する。

(2) 同点の場合

委員会による採点が同点の場合は、原則として評価基準表の項目「2 企画提案内容の評価」の合計点が最も高い者を、契約候補者として選定する。

ただし、上記項目の合計点についても同点である場合には、実施委員会で協議の上、契約候補者を選定する。

(3) 二次審査における企画提案者が 1 者のみであった場合

評点が最低基準点以上であった場合には契約候補者として選定する。

令和7年度（2025年度）札幌市障害福祉サービス魅力発信業務評価基準表

評価項目及び評価の観点		配点
1 業務理解度に対する評価		
■次の業務の目的を十分に理解し、提案内容に反映させていること。 ○札幌近郊の大学及び専門学校の福祉系学部に在学する学生を対象に、障がい福祉分野で働く魅力を伝える就職ガイダンスを実施することで、障害福祉サービス事業所等の新規就職者の増加を図る。 ○冊子・映像を作成して、障がいサービスの魅力・やりがいを PR して業界のイメージアップを図る。	15 点	
2 企画提案内容の評価		
■次の項目を満たした企画提案内容となっていること。		50 点
○「障がい福祉分野で働くこと」について、特に若年層の求職者が抱いているイメージを正確に把握しているか。	10 点	
○障がい福祉分野で働く魅力を具体的に示し、その魅力をわかりやすく対象者に伝えることができる内容となっているか。	10 点	
○受託者提案の魅力発信冊子や魅力発信動画は、ターゲットの若年層に訴求した、魅力的な内容となっているか。	10 点	
○受託者提案のガイダンス内容は、参加者の不安を解消できる、魅力的な内容となっているか。	10 点	
○「魅力発信」という観点で内容に独自性・独創性があるか。	10 点	
3 業務遂行能力の評価		
■企画提案者に類似業務の実績があること。	10 点	25 点
■企画提案内容が次の項目を満たしていること。		
○障がい福祉分野に精通していること。	5 点	
○人材確保分野に精通していること。	5 点	
○就職ガイダンスにふさわしい講師を選定していること。	5 点	
○事業全体のスケジュールに妥当性があること。	5 点	
○事業を実施する上での十分な人員体制が確保されていること。	5 点	
合計（委員 1 名の満点）		100 点